

広島県告示第六百九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年七月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
己斐上五丁目三十八地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市西区	己斐上四丁目			一〇八八番一	標柱一号
				一〇七六番一	標柱二号及び三号
				一〇八五番	標柱四号及び五号